

定期監査報告書

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、各部局に属する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として監査を実施した。

日 程	対 象 部 局		実 施 場 所
	部 等	課 等	
令和5年9月19日から 令和6年1月18日まで	保 健 部	保 健 予 防 課 感 染 症 対 策 課 生 活 衛 生 課 健 康 づ く り 推 進 課 あおもり親子はぐくみプラザ	・ 監査委員事務局 ・ 監査委員室
令和5年9月28日から 同年11月14日まで	農 業 委 員 会 事 務 局		・ 監査委員事務局 ・ 監査対象部局執務室 ・ 監査委員室
令和5年10月6日から 令和6年1月18日まで	総 務 部	総 務 課 機 関 管 理 課 人 事 課 管 理 財 務 課 契 約 課 情 報 政 策 課	・ 監査委員事務局 ・ 監査委員室

令和5年10月19日から 令和6年1月31日まで	浪岡振興部	総務課 納税支援課 市民課 地域づくり振興課 健康福祉課 都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員事務局 ・監査対象部局執務室 ・監査委員室
令和5年11月8日から 令和6年2月6日まで	農林水産部	農業政策課 あおもり産品支援課 農業振興センター 農地林務課 水産振興センター 中央卸売市場管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員事務局 ・監査対象部局執務室 ・監査委員室

第4 監査の着眼点

- 1 現金取扱事務は適正に行われているか
- 2 金券等（切手・バスカード等）の使用及び保管管理は適正に行われているか
- 3 補助金、負担金等において、違法・不当な支出又は不適切な支出はないか
- 4 契約事務（契約方法、契約手続等）は適正に行われているか
- 5 公の施設の指定管理者に係る事務が適正に行われているか
- 6 滞納整理事務は適正に行われているか
- 7 使用料・手数料に係る調定事務・徴収事務が適正に行われているか

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められる。

指摘事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

- 1 最低制限価格調書の予定価格、最低制限価格の記載に誤りがあった。
(保健部 保健予防課)
- 2 最低制限価格調書に最低制限価格が記載されていなかった。
(総務部 管財課)
- 3 2年より前に締結した契約を実績として、契約保証金を免除していた。
＜青森市財務規則第134条第1項第4号＞ (総務部 管財課)
- 4 公園使用料の徴収について、条例の規定と異なる納期限を設定していた。
＜青森市都市公園条例第20条第1項＞ (浪岡振興部 都市整備課)
- 5 市営住宅駐車場除排雪業務補助金の交付額確定に係る審査が不適切であった。
＜令和4年度青森市営住宅駐車場除排雪業務補助金交付要綱第3条＞ (浪岡振興部 都市整備課)
- 6 納入通知書の納期限が設定されていなかった。
＜青森市財務規則第40条第2項＞ (農林水産部 農業振興センター)
- 7 納入通知書の納期限が15日を超えて設定されていた。
＜青森市財務規則第40条第2項＞ (農林水産部 農業振興センター)